牛島地域包括支援センター からの　お知らせ

No.2007

今回は『成年後見制度』のお話です。

★成年後見制度とは？

認知症や障害等により、判断力が不十分になった人が、日常の生活の中で、いろいろな契約や手続きをする時に不利にならないように手助けする制度です。預貯金の管理や福祉サービスの手続きを本人に代わって、権利や財産を守ってくれます。

★成年後見人等ってどんな人？

（1）　親族　　⇒　子など本人にとって身近な支援者
（2）　市民後見人　⇒　専門的な講座を受けた市民
（3）　専門職　　⇒　福祉や法律の専門家（弁護士、司法書士、社会福祉士など）

★どんなことをしてくれるの？

例）福祉サービス利用等のお手伝い
　　通帳の保管や支払いのお手伝い
　　不利益な契約の取消し
　　入院、施設入所などのお手伝い
　　書類の確認と手続きのお手伝い

気持ちを大切にしながら、困ったときは相談に乗ってくれます。

★『成年後見制度』には、『法定後見制度』と『任意後見制度』の二つがあります。

法定後見制度は、支援を受ける『本人』の判断能力の状態によって、①後見（判断能力の減退程度が重度）②保佐（判断能力の減退程度が中度）③補助（判断能力の減退程度が軽度）の三つの支援制度が用意されています。成年後見人、保佐人、補助人は、家庭裁判所が選任し、本人を保護・支援します。

任意後見制度は、家庭裁判所が選ぶ法定後見制度の「成年後見人」「保佐人」「補助人」と違い、本人があらかじめ「任意後見人」という支援者を決めておくことにより、支援が必要になったときから、支援を受けることができるというものです。

詳しく知りたい方は地域包括支援センターにご相談ください。

ご質問・ご相談はお気軽に！

牛島地域包括支援センター南寿園
秋田市牛島東３丁目９－１
TEL　８３８－０３０４